



Title	目撃証言と感情
Author(s)	仲, 真紀子
Description	7.
Relation	感情の心理学, 高橋恵子; 河合優年; 仲真紀子編著, ISBN: 9784595307065, pp. 85-98
Issue Date	2007-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44744
Type	journal article
File Information	KS2007_85-98.pdf



目撃証言と感情

はじめに

感情と認知の関わりは、事故を目撃したり犯罪の被害にあうといった現実のフィールドで実感されることが多い。ここでは強い感情（ストレス）を伴う出来事の記憶に加え、目撃証言の信用性はどのような変数の影響を受けるのか、目撃証言にはどのような問題があるのか、どのような聴取法や識別法（ここでの「識別」とは、ある人物や写真が被疑者であるかどうかを判断することを指す）を用いれば、より正確な目撃証言を引き出すことができるのかといったことを、実験室実験やフィールド実験の成果をもとに概観する。6章「感情と記憶」ではマイルドな感情（気分）が記銘や想起を促進することを示したが、強い感情が記憶に及ぼす影響はより複雑である。これらのメカニズムについても見ていくことにしよう。

1. 目撃証言

1-1. 目撃証言の問題点

1998年、アメリカ心理学会の第41部会（法と心理学会）の下位委員会は、目撃証言の問題点や推奨される識別手続きをまとめた白書「目撃証言識別手続き」を作成した。この中で、委員会は、一時は有罪とされたが後にDNA鑑定によって無罪が判明した事例40件を取り上げ検討している（Wells, et al., 1998）。これらの事件の多くはレイプや強盗などの極度な感情を喚起させる出来事であったが、検討の結果、40件中の90%

が被害者や目撃者による誤識別を含んでいることが明らかになった。複数の被害者、目撃者、警察官が識別を行った事例もあり、中には5人の目撃者が誤識別している例もあった。これらのすべてが誤りであった。

我が国でも元裁判官である渡部が、冤罪事件における目撃証言の役割を指摘している（渡部，1992）。ある事例では、一人の賊が郵便局に侵入し局員を縛りつけるなどして強盗を犯した。また同じ頃、二人の賊が別の郵便局に侵入し同様の犯行を犯した。AとBが被告人として起訴され、懲役6年と7年に処せられたが、後に真犯人が現れ、両者とも無罪になった。この事件における主な証拠はA、Bの自白調書（虚偽自白であったことになる）と、第一の郵便局長代理による「犯人は覆面をしていたがBと酷似しており、目と声によって同一人と断定できる」、第二の郵便局の事務員らによる「低（い）背の方の犯人はAに酷似している、頭髮と顔の輪郭が似ている」、「低（い）背の方の犯人は、声と顔の輪郭の点でAと非常によく似ている」などの目撃証言であった。5人の目撃者が識別供述を行ったが、すべての証言が誤りであった。

誤判は全体から見れば僅かかもしれない。しかし、誤判の多くに誤った目撃識別が含まれるのだとすれば、目撃証言の性質を調べ、どのような時に証言の信用性が高く、あるいは低くなるかを明らかにすることは重要な課題である。以下、この節では目撃証言の信用性に関わる要因について概観し、「2. 目撃証言とストレス」では特に感情との関わりについて検討する。そして「3. 目撃供述の想起」では目撃証言の聴取法について述べることにしたい。

1－2. 信用性に関わる要因

事件が目撃される事態はさまざまである。明らかに事故や犯罪だとわかる出来事を目撃する場合もあれば、すぐには事件だとわからない場合、たとえばたまたま見かけた出来事が後で重要な事件の一部であったこと

を知る場合や、買い物の後しばらくして詐欺であったことに気がつく場合などもある。こういった状況の違いは目撃証言の正確性に影響を及ぼすであろう。また、目撃者が大人か子どもか、障がいなどのいわゆるハンディキャップがあるかないか、傍観者として目撃したのか被害者として体験したのかなども、目撃証言の量や正確さを左右するだろう。さらに、目撃後どの程度の期間の後に事情聴取を受けたのか、保持期間中どの程度リハーサルしたのかなども目撃証言の信用性に関わってくる。6章において、記憶の過程は「記銘」「保持」「想起」という段階に分けられることを学んだが、その各段階においてさまざまな要因が目撃証言に影響を及ぼす（図7-1を参照のこと）。

ウェルズは推定変数、システム変数という概念を提唱した。推定変数とは目撃状況、出来事の性質、目撃者の特性などのように、目撃事態そのものに関わる変数であり、事件が起きた後では捜査側がコントロールすることのできない変数である。一方、システム変数とは、事情聴取の手続きやラインアップ（面通し：目撃者に被疑者がいるかいないかを判断してもらうために、写真や人物を並べたもの）の構成のように、捜査側がコントロールできる変数を指す（Wells, 1978）。推定変数の性質を明らかにすることは、目撃証言の信用性を査定する上で重要である。また、システム変数を工夫することで、目撃証言の信用性を高めることができる。事件を目撃したときに生じる恐怖や驚き、無力感などの感情は推定変数である。しかし、事情聴取のときに生じる不安や嫌悪感などの感情はシステム変数によりコントロールできるかもしれない。

目撃証言の信用性はどのように推定されるのだろうか。現実の事件では、目撃証言を支持する明確な物理的証拠がない限り、目撃証言の信用性を100%確実に推定することは困難である。冒頭で述べた40事例では、21事例において、目撃証言の他に血液、精液、指紋などの鑑定が行われていた。しかしこれらの補強証拠があったにもかかわらず、識別はすべ

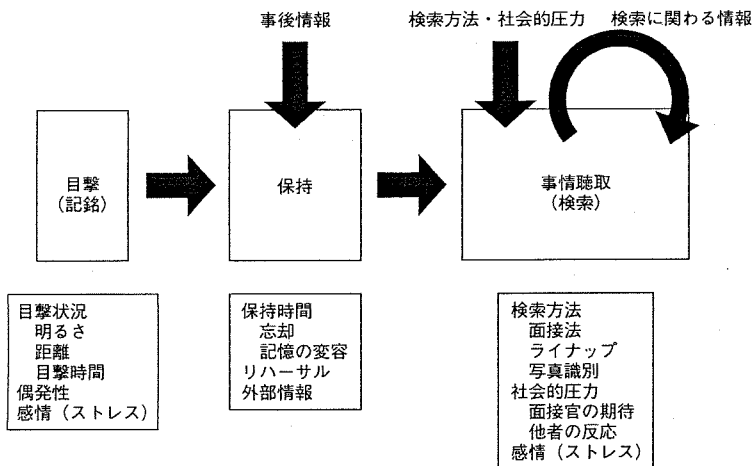


図7-1 目撃証言の信用性に影響をおよぼす変数

目撃証言は、記録（記憶、学習）、保持、検索（想起、再生）という記憶の過程になぞらえることができる。記録時には、目撃状況や偶発性（偶然目撃したのか注意して見たのか）、ストレスの有無などが記録される情報の量や質に影響を及ぼす。また、保持期間が長引けば忘却が進み、記憶の変容が生じやすくなる。さらに、メディアその他からの外部情報が事後情報として働く可能性も高くなる。検索段階ではどのような面接法やラインナップが行われるかによって検索される内容の量や正確さが異なってくる。面接官や他者からの圧力は目撃者の被験暗示性（迎合しやすさ）を高め、事情聴取時の感情も検索に影響を及ぼすだろう。また、検索を繰り返すと、面接で与えられた情報（質問の内容やラインナップで用いられた写真等）が記憶に混入する可能性がある。より正確な目撃証言を得るには、記録、保持の条件のよい目撃者を対象とし、検索段階での負の影響を最小限にする努力が必要である。事情聴取の際にはテープ録音やビデオ録画を行うことが望ましい。

てが誤りだった。これに対し実験室では何が起きたかという事実を記録しておき、目撃者の記憶と比較することで記憶の正確性を推定することができる。想起された正情報、誤情報、識別の正確さ、ソースモニタリングの失敗などを調べることにより、証言の信用性を推定することができるだろう。諸実験の成果に基づけば、一般に、知覚状況がよく、目撃者が有意的注意を持って出来事を観察し、できるだけ早い時期に誘導の

ない状況で事情聴取が行われた場合、目撃証言の信用性は高いものとなる。逆に知覚状況が悪く、偶発的で、出来事から事情聴取までの時間が長い場合、そして事情聴取の方法が誘導的であると、目撃証言の信用性は低くなる。

2. 目撃証言とストレス

2-1. 目撃証言の研究

目撃証言はさまざまな角度から研究されているが(巖島, 2001; 巖島・仲・原, 2003), ここでは目撃証言と感情との関連について述べる。なお、目撃証言研究では、感情的・情動的な緊張や圧迫感をストレス(stress: 圧力, 圧迫)と呼ぶことが多い。ここでも適宜この言葉を用いることとしたい。

目撃証言とストレスの関連を扱う研究においては、以下の方法が用いられることが多い。第一は、実験参加者が実演された「事件」を体験するというものである。たとえば、講義中突然一人の学生(さくら)が入ってきて教授の鞆を持って逃げる。後にこの事件について受講生(参加者)に想起を求めるなどが典型的な手続きである。また、課題遂行中に火災報知器を鳴らしたり、実験参加者に採血をすると告げてストレスを高めたり、現実の歯の治療や予防接種、痛みを伴う医学的検査の記憶を調べるという方法も取られる。第二は、衝撃的な事件や事故のビデオやスライドを見せ、後でその記憶を調べるという方法である。

6章でも示した通り、これらの実験はデセプションを含んでいたり参加者に不快な感情を起こさせるものであり、容易に行うことはできない。過度の不快感を生じさせない刺激材料や手続きの準備、関係者への説明、極度な不快を感じる可能性のある人々のスクリーニングなどを経て初めて行えるものである。また、実験が終わるまで研究の目的を説明できない場合には、後に入念なデブリーフィング(事後説明)が必要である。

しかし、このような手続を行っても、目撃証言や感情の研究ではストレスや不快要因をすべて取り除くことはできないかもしれない。機関などの実験倫理委員会による再三のチェックを経るとともに、負の側面を差し引いてもなお実験を行う意義があると認められる場合にのみ、行うことができるといえるだろう。また、こういった研究への協力者、参加者に感謝し、成果を社会の公正や福祉のために役立てることなしに、このような研究は行うべきではない。

さて、ストレスは目撃記憶の正確さを高めるのだろうか、低めるのだろうか。証言とストレスの関係はそれほど単純ではない。ディフェンバッチャーは過去の日撃証言の研究21件を検討し、10件では記憶は向上するか変化がなく、残り11件では記憶が低下することを見出した (Defenbacher, 1983)。その後、彼はさらに15件の研究を見直し、高いストレスがうまく作り出された研究では目撃記憶が低下することを示している (Deffenbacher, 1991)。また、ピータースは子どもを対象とした過去の研究18件について検討し、記憶が向上するか変化がないのは14件、記憶が低下したのは5件であることを示した (Peters, 1997)。

たとえば子どもを対象としたある研究では、苦痛を伴う医学的検査の記憶は通常の健康診断の記憶よりも正確であり、事後情報が記憶に混入する度合いは小さかった (Ornstein, et al., 1995)。しかし、苦痛を伴う医学的検査の記憶だけを取り上げた研究では、より強いストレスを感じた者の方がそうでない者よりも記憶が不正確であった (Quas, et al., 1999)。このように、矛盾とも見える結果はどのように説明されるのだろうか。

2-2. 目撃記憶とストレス

ストレスは記憶を向上させることもあるし低下させることもある。このことに対し、目撃者がどれだけ何に対して注意を向けるかという観点

から、いくつかの説明が試みられている（箱田・大沼，2001；越智，2000）。

- ヤーキス・ドットソン（Yarkes-Dodson）の仮説：ストレスと注意の関係は逆U字型の曲線を描く。ストレスが中程度であれば注意が喚起されるが、ストレスが高くなりすぎると注意を維持することは困難になる。
- イースターブルック（Easterbrook）の仮説：ストレスが高まると注意できる範囲が狭まり、利用できる（記憶できる）情報も少なくなる。ただしストレスが高くても、関連のない情報が無視され中心的な情報に注意が向けられれば、中心情報の記憶成績は向上する。一般に、銃やナイフが突きつけられると、そこに注意が集中し、それ以外の情報が知覚されにくくなるという現象がある。これを凶器注目効果というが、イースターブルックの仮説はこの効果を説明する際に引き合いに出されることが多い。

ストレスが高まると注意できる範囲が狭まるという説については、さらに詳細な仮説が立てられている。たとえばクリスチャンソンらは出来事の中心情報と周辺情報とを区別し、中心情報に注意が集中すれば目撃記憶は向上するとしている（Engelberg & Christianson, 2002）。またユイらは、注意が外的情報（出来事）に集中するか、内的情報（目撃者／被害者自身の恐怖やストレス）に集中するかで記憶される情報が異なるとした（Yuille & Daylen, 1998）。前者であれば、目撃者は出来事の中心情報をよく記憶できる。後者であれば、恐怖を体験したことは記憶できても何が起きたのかの詳細は記憶できないことになる。さらに箱田らは、ストレスのある状況では空間的な有効視野（注視点の周りで比較的明確に意識できる範囲）が狭まることを示している（大上・箱田・大沼・守

川, 2001)。

ストレスが注意の範囲に影響を及ぼすことを支持する実験的証拠は多い。しかし現実の事件では目撃者が何に注意を向けたのか、何が事件の中心情報であり何が周辺情報であるのか、必ずしも明確でないことが多い。また、本人が報告した主観的なストレスと生理的な指標は必ずしも一致しないことが知られている (Peters, 1997)。さらに、事件や対象についての熟知度とストレスとの交互作用もある。たとえば、同人種の顔の識別はストレスの影響を受けにくい、異人種の顔の識別はストレスの影響を受けやすい (MacLin, et al., 2001)。したがって、個別の特殊な状況を考慮することなしに「ストレスが高かったから目撃供述は信頼できる／できない」と推論するのは困難であり、危険でもある。

現実の事件を模擬した実験をひとつ紹介しよう (Naka, et al., 1996)。この事件では、問屋で買い物をした客が、事件の犯人と目されていた。そのため店員の目撃証言の信用性が問題となり、これを模擬したフィールド実験が行われた。実験では、まず客（さくら）が現実の問屋で買い物をし、後に調査者が問屋に出向き、店員に客の顔写真を識別してもらった。86人の店員のうち正しい写真を選んだのは8人だったが、識別が正確だった店員は「(客の) 購入の目的、用途がはっきりしなかった」、 「(客は) おどおどした、暗い感じの人だった」、 「商売に結びつきそうかどうか考えた」など、何らかのストレス情報が、商売上の期待に言及することが多かった。この結果は、感情が記憶を向上させることを示唆している。しかし、直ちにストレスや期待が高ければ記憶は正確だと結論づけることはできない。不安を感じた店員は上司に連絡する、商売を期待した店員は名刺を保存するなどの行動を取っていたので、ストレスよりもリハーサルが記憶を高めたのかもしれない。また、正確に識別した人は不安や期待に言及したが、同様の不安や期待に言及していても識別ができなかった人は多数いたのである。ストレスが記憶に及ぼす影響

は複雑であり、さらなる研究が必要である。

3. 目撃供述の想起

目撃時に生じる感情体験は推定変数である。ひとたび出来事が起きてしまえば、推定変数を変えることはできない。しかし、事情聴取の時に生じるかもしれない緊張、不快感、圧迫感などはシステム変数としてコントロールできるかもしれない。システム変数を最適化することにより、より正確な証言を得ることが期待できる。ここでは、認知面接法と写真識別法について見てみることにしよう。

3-1. 事情聴取のための面接法

世界各国で司法面接法の開発が進められている。司法面接とは目撃者や被害者から証拠となる供述を得るための面接であり、出来事に関する事実をできるだけ多く、正確に聴取することが目的となる。カナダのステップワイズ面接、ドイツの構造面接、イギリスの様相アプローチ（ビデオ録画面接）などの他、フィッシャーとガイゼルマンが開発した認知面接法（Fisher & Geiselman, 1992）などが有名である。これらどの面接法も以下の4つの手順を含んでいる。

第一は、十分なラポール、すなわち面接官と被面接者のリラックスした、信頼できる関係を形成することである。被面接者は不快な体験を話さなければならない。また、事件に関する不快感情ばかりでなく、目撃者あるいは被害者として事件を防げなかったことに対する罪悪感も感じているかもしれない。あなたに落ち度はない、ここ（面接場所）は守られた場所である、面接官は被面接者を批判することなく話を聞く、という態度を示すことで、被面接者にとって話しやすい環境をつくることができる。

第二に、どの面接法も自由報告を重視している。自由報告は、質問に

うながされて答えるのではなく、被面接者が主体的に自己の記憶を検索し、話しやすい順序で、話しやすい内容から話すことを可能にする。また、自由報告は質問によって事後情報が混入することも防ぐ。フィッシャーとガイゼルマンの認知面接法では、出来事の文脈を再現させたり（文脈の再現）、場面を他者の視点から想起させたり（他者の視点）、出来事を逆順に想起させる（逆順の想起）などの技法が用いられる。また、どんな些細なことでも語るようにうながす（何でも話す）（Fisher & Geiselman, 1992）。こうした技法も、より多くの情報を引き出す上で有効であることが知られている（越智, 1998；Milne & Bull, 1999）。

第三に、必要であれば質問を行う。ただし質問はオープン質問を中心に行い、クローズ質問や誘導質問は極力避けなければならない。ここでいうオープン質問とは、「そのことについてもう少し説明してください」「それで？」「それから？」などのうながしであり、回答に制約をつけない質問である。WH 質問（いつ、どこで、誰が、何を、どうした等）もオープン質問と見なすことはあるが、「いつ」には時間を、「どこ」には場所を答えなければならないという制約があるので、控えめに用いる必要がある。

クローズ質問とは「はい／いいえ」や「AまたはB」で回答する、回答の範囲に制約がある質問である。また、誘導質問とは問題となっている出来事に直接言及したり（たとえば叩かれたかどうかの問題となっているときに「叩かれたの？」と尋ねる等）、問題となっている出来事を前提とする質問（叩かれたかどうか不明であるときに「どこで叩かれたの？」と尋ねる等）を指す。また、「～したんでしょう？」などの付加疑問文も「はい」を誘導する誘導質問である。これらの質問は行うべきではない。

第四に、クロージングをきちんと行う。面接で得られた情報を確認するとともに、協力してくれたことに謝意を示し、質問を受ける。ラポー

ルで話題にしたような中立な話題に戻り、不安になった場合などの照会先も示して面接を終える。

こういった手続を踏むことにより、目撃者／被害者が過度に緊張したり、不安を抱え込むことを防ぐとともに、事件の解決に向けた情報を最大限正確に引き出すことができる。

3-2. ライナップ

被疑者の識別には、複数の写真から被疑者の写真を選んでもらう写真ライナップや、複数の人物から被疑者を識別してもらうライナップなどがある。ライナップに立ち会うとき、目撃者や被害者は、犯人が憎いという感情、犯人が恐ろしいという感情、犯人を捕まえたいという強い期待などさまざまな感情体験を持つであろう。このような感情に流されず、より正確な識別をしてもらうにはどうすればよいだろうか。

本章の冒頭で紹介した、アメリカ心理学会の第41部会（法と心理学会）の「目撃証言識別手続き」は、諸研究に基づき以下のような手続きを推奨している（Wells, et al., 1998）。第一に、ライナップを作成した人、つまり被疑者（ターゲット）を知っている人は識別に立ち会わない。ターゲットを知っている人は視線やしぐさでヒントを与えてしまう可能性があるからである（このように、内容や仮説を知っている人が実験の実施に立ち会わないようにする検査法をブラインド・テストと呼ぶ）。第二に、識別にあたっては目撃者に「ライナップには犯人がいるかもしれないし、いないかもしれない。したがって選ばなくてはならないと感じる必要はない」と告げる。目撃者は「ライナップには犯人がいるはずだ」と考える傾向があるからである。第三に、バイアスのないライナップを用いる。目撃者が「犯人は丸顔でした」と言っているのに、フォイル（ターゲット以外の人物）がすべて長細い顔であれば（すなわち、丸い顔が目立つようなバイアスがかかっていれば）、たとえ犯人の顔を十

分思い出せなくても、目撃者は推測でターゲットを選んでしまうかもしれない。この他、写真ライナップではすべての写真を同時に呈示する方法（同時呈示法）よりも、写真が全部で何枚あるかを知らせず、1枚ずつ継時的に呈示し、選んだところで識別を打ち切り、後戻りはできないようにする方法（継時呈示法）の方が誤識別が生じにくいという報告もある（Stebly, et al., 2001）。同時呈示では「他の人に比べて犯人に似ている」という相対的な判断が行われがちだからである。

欧米ではこういった心理学の成果に基づき、システム変数をコントロールした面接法やライナップの手続の開発が行われ、実施に付されている。我が国でもこのようなガイドラインの作成が望まれる。

おわりに

ここで学んだことをまとめると、以下のようになるだろう。目撃証言が原因となった冤罪も多く、目撃証言は慎重に取り扱うべき情報である。目撃証言に関わる変数は一般に推定変数、システム変数という概念でくることができるが、目撃時の感情は推定変数である。推定変数としての感情、すなわち衝動的な事件を目撃することで生じる強い感情は、記憶を向上させる場合もあるが、逆に損なうこともある。システム変数である面接法や識別法を工夫することにより、事情聴取時の不安や緊張を緩和できれば、目撃者や被害者からより正確な情報を引き出すことができるだろう。

●引用文献

Deffenbacher, K. (1983). The influence of arousal on reliability of testimony. In B. R. Clifford & S. Lloyd-Bostock (Eds.), *Evaluating witness evidence* (pp.235-251).

- Chichester, England : Wiley.
- Deffenbacher, K., (1991). A maturing of research on the behaviour of eyewitnesses. *Applied Cognitive Psychology*, 5, 377-409.
- Engelberg, E., & Christianson, S. (2002). Stress, trauma, and memory. In M. L. Eisen, J. A. Quas, & G. S. Goodman (Eds.), *Memory and suggestibility in the forensic interview* (pp. 143-163). Mahwah, New Jersey : LEA.
- Fisher, R. P., & Geiselman, R. E. (1992). Memory-enhancing techniques for investigative interviewing : The Cognitive Interview. Springfield : Charles Thomas.
- 箱田裕司・大沼夏子 (2001). 「情動が目撃証言に及ぼす影響—情動の喚起と凶器注目効果」, 渡部監『目撃証言の研究—法と心理学の架け橋をもとめて』pp. 73-88. 北大路書房.
- MacLin, O. H., MacLin, M. K., & Malpass, R. S. (2001). Race, arousal, attention, exposure and delay : An examination of factors moderating face recognition. *Psychology, Public Policy, & Law*, 7, 134-152.
- 敝島行雄 (2001). 「目撃証言と記憶の過程—符号化, 貯蔵, 検索」渡部監, 『目撃証言の研究—法と心理学の架け橋をもとめて』pp. 22-51. 北大路書房.
- 敝島行雄・仲真紀子・原聡 (2003). 『目撃証言の心理学』北大路書房.
- Milne, R & Bull, R.H.C. (2000). *Investigative Interviewing : psychology and practice*. (原聡編訳, 2003, 『取調べの心理学 事実聴取のための捜査面接法』北大路書房).
- 仲真紀子 (2002). 「対話行動の認知」井上・佐藤編, 『日常認知の心理学』pp. 147-167, 北大路書房.
- Naka, M., Itsukushima, Y., & Itoh, Y. (1996). Eyewitness testimony after three months : a field study on memory for an incident in everyday life. *Japanese Psychological Research*, 38, 14-23.
- 越智啓太 (1998). 「目撃者に対するインタビュー手法—認知インタビュー研究の動向」『犯罪心理学研究』36, 49-66.
- 越智啓太 (2000). 「ウェボンフォーカス効果—実証的データと理論的分析」『応用心理学研究』, 26, 37-49.
- 大上渉・箱田裕司・大沼夏子・守川伸一 (2001). 「不快な情動が目撃者の有効視野に及ぼす影響」『心理学研究』, 72, 361-368.
- Ornstein, P. A., Baker-Ward, L., Myers, J., Principe, G. F., & Gordon, B. N. (1995). Young Children's Long-Term Retention of Medical Experiences : Implications for Testimony. In F. E. Weinert & W. Schneider (Eds.), *Memory Performance and Competencies : Issues in growth and development*. pp. 349-371. Hillsdale, New Jersey : LEA.
- Peters, D. P. (1997). Stress, arousal, and children's eyewitness memory. In N. L. Stein, P. A. Ornstein, B. Tversky, & C. Brainerd (Eds.), *Memory for everyday and emotional events*. pp. 351-370. Mahwah, New Jersey : LEA.
- Stebly, N., Dysart, J., Fulero, S., & Lindsay, R. C. L. (2001). Eyewitness accuracy rates in

sequential and simultaneous lineup presentations : A meta-analytic comparison. *Law and human Behavior*, 25 (5), 459-473.

Yuille, J. C., & Daylen, J. (1998). The impact of traumatic events on eyewitness memory. In C. P. Thompson, D. J. Herrmann, D. J. Read, B. D., D. G. Payne, & M. P. Toglia (Eds.), *Eyewitness memory : Theoretical and applied perspectives* (pp. 155-178). Mahwah, New Jersey : LEA.

渡部保夫 (1992). 『無罪の発見－証拠の分析と判断基準』, 勁草書房.

Wells, G. L. (1978). Applied eyewitness-testimony research : System variables and estimator variables. *Journal of Personality & Social Psychology*, 36 (12), 1546-1557.

Wells, G., Small, M., Penrod, S., Malpass, R. S., Fulero, S. M., & Brimacombe, C. A. E. (1998). Eyewitness identification procedures : Recommendations for lineups and photospreads. *Law and human Behavior*, 22 (6), 603-647.

●参考文献

98

大橋靖史・森直久・高木光太郎・松島恵介 (2002). 『心理学者、裁判に会おう－供述心理学のフィールド』, 北大路書房.

渡部保夫監修, 一瀬敬一郎・巖島行雄・仲真紀子・浜田寿美男編著 (2001). 『目撃証言の研究－法と心理学の架け橋をもとめて』, 北大路書房.

巖島行雄・仲真紀子・原聡 (2003). 『目撃証言の心理学』, 北大路書房.

Aldridge, M & Wood, J. (1998). *Interviewing Children : A Guide for Child Care and forensic Practitioners*. (仲真紀子編訳, 2004, 『子どもの面接法－司法場面における子どものケア・ガイド』, 北大路書房).